

園をお休みいただく基準について

下記1～3の基準により保育所等に登園しなかった際の利用者負担額（保育料）は日割り計算の対象となります。

（ゴシック体はこれまでの取扱いからの変更点になります。）

1 園児が以下の事由に該当する場合

事由	お休みいただく期間
発熱や呼吸器症状が認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・検査（PCR検査等※1。以下同様）しない場合、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで ・検査結果が陽性の場合、治癒するまで ・検査結果が陰性の場合、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで
感染（検査で陽性）	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで
濃厚接触者（保育所等が「感染の可能性がある方」に指定した場合も含む。以下同様）に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察期間終了まで（ただし、7日間の待機期間を経過した後、登園できる場合があります※2。） ・発熱や呼吸器症状が認められる場合、医療機関を受診するなどの対応を取ってください。

2 園児の同居家族が以下の事由に該当する場合

事由	お休みいただく期間
発熱や呼吸器症状が認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該同居家族が回復するまで ・ただし、その後陽性となった場合は、園児が濃厚接触者となりますので、上記1の表のとおりご対応ください。
感染（PCR検査等※で陽性）	<ul style="list-style-type: none"> ・園児が濃厚接触者となりますので、上記1の表のとおりご対応ください。
濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該同居家族と陽性者との最終接触日の翌日から7日間（待機期間）を経過するまで

3 家庭での保育ができる場合

まん延防止等重点措置の期間については、保護者が家庭で子どもを保育できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いします。

※1 PCR検査等とは、保健所または医療機関の指示に基づき受けた検査のほか、自費検査等の任意で行うPCR検査や抗原検査を含みます。

※2 濃厚接触者の健康観察期間は、陽性者との最終接触日の翌日から10日間の間、1日2回の体温測定および体調管理を行ってください。園の利用については、陽性者との最終接触日の翌日から7日間を経過した場合、マスク着用のうえで登園することができます。

なお、この場合、マスクの着用が困難な園児は、保育所等の感染症対策の体制が整っており、受け入れ可能と判断されれば、登園することができます。